

## 三度目の社会保険適用拡大—今度こそ実現を

政府の「社会保障と税一体改革」関連法案の国会審議が5月連休明けから行われている。この関連法案の中に、短時間労働者への社会保険の適用拡大をはかる内容が含まれている。社会保険適用拡大は、今回で三度目となるが、社会保障審議会「年金部会」委員等として三度とも関わった立場から、今回の課題について述べたい。

今回の適用拡大の趣旨は、被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、「格差」を是正すること。さらに、働かない方が有利になるような「壁」を除去することで、女性の就労意欲を促進し、今後の人口減少社会に備えるためとされている。

適用拡大の対象者の要件は、①所定労働時間が週20時間以上、②月額賃金7.8万円（年収94万円）以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業。施行時期は2016年4月であるが、適用対象者は45万人と極めて限定的であるため、施行後3年以内に対象者を拡大する法的処置をはかるとされている。

この適用要件によって、週労働時間が20時間以上30時間未満の人は、従業員501人以上の企業でないと適用されず、週30時間以上の人は、従来通り従業員5人以上の事業所（1人以上の法人）で適用されるため、2つの基準（ダブル・スタンダード）という「不公正」なものとなっている。また、勤務期間についても、週20時間以上30時間未満の人は「1年以上」であるのに対し、30時間以上の人は従来の「勤務期間2ヶ月以上」で適用され、これもダブル・スタンダードとなる。まずは、法案を早期に成立させ、施行後速やかに不公正な基準を是正する必要がある。

社会保険適用拡大の動きは、今回で三度目になる。一度目は、「マクロ経済スライド制」が導入された2004年の年金改正の時である。当時、社会保障審議会年金部会の報告書には、短時間労働者への適用拡大の必要性が明記された。しかし、関係業界団体の反対があり、政府・与党での検討の結果、年金改正法案の附則に「5年後を目途に適用拡大を検討する」旨の検討条項が附されただけで、そのまま成立した。

二度目は、「再チャレンジ」を掲げる安部政権下の2007年、「被用者年金一元化法案」の中に、社会保険

適用拡大の規定が盛り込まれ、国会に提出された。この時は、適用対象者が10～20万人程度に限られ、民主党が「年金制度の抜本改革にはほど遠い」との理由から反対したため、一度も法案審議に入れずに2009年7月の衆議院解散によって廃案となった。

その後も、不安定雇用・低賃金で、社会保険の適用も受けられない非正規労働者が急増し、国民年金等の保険料未納者もさらに増大している。三度目となる今回、これら非正規労働者の「格差是正」を目的に、政府・与党は、2011年6月の「社会保障・税一体改革成案」で、週20時間以上の370万人に適用拡大をはかることを確認した。しかし、今回も関係業界団体の反対を受け、民主党内での検討の結果、上記の5つの要件による45万人の適用拡大にとどまり、当初案からは大幅に後退してしまった。

業界団体の反対の理由は、第1が「事業主の社会保険料負担の増大」、第2に「パート労働者自身が望んでいない」ということであった。しかし、事業主負担は、中長期的にみた場合、①総人件費内での調整、②価格・料金への転嫁、③生産性向上等による吸収、などによって調整・吸収されるため、単純な負担増とはならない。

また、「パート労働者自身が望まない」との主張も、正確ではない。第3号被保険者（被扶養者）であれば、新たに保険料負担が生じるため、「望まない」人も多いが、パート労働者がすべて第3号被保険者ではない。単身者や母子世帯の母親、配偶者（夫）が第1号被保険者であるパート労働者も増大している。この人たちは、社会保険適用によって、保険料が軽減され給付は増加するため、当然、適用拡大を望んでいる。なお、連合総研の第23回「勤労者の仕事と暮らしに関するアンケート（勤労者短観）」（2012年4月実施）では、第3号被保険者となっているパート労働者でも約4割の人が適用拡大に賛成しており、業界団体の主張とは違っている。

増大する非正規労働者の「格差是正」と国民皆年金・皆保険制度の維持・再構築に向け、三度目となる社会保険適用拡大については、是非、今国会で成立させ、ダブル・スタンダードも早期に解消して、すべての雇用労働者への適用拡大をはかることを政治に強く望みたい。

（連合総研主幹研究員 小島 茂）